

みんなの介護 YOU&I (ゆうあい) 運営規程

訪問介護・訪問型サービス相当

(事業の目的)

- 第1条 INC メディカルサービス株式会社が開設する「みんなの介護 YOU&I (ゆうあい) (以下「事業所」という。)が行う障害者総合支援法(以下「法」という。)に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供に当たっては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて利用者が可能な限り居宅にて、日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、他の障害サービス事業者、地域の保健医療福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 みんなの介護 YOU&I (ゆうあい)
- (2) 所在地 宇都宮市平松本町 1131-1 ユリーズプラザ 107 号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供管理者 1名
サービス提供管理者は、障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、介護員に対する技術指導や、居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、利用者とその家族に内容を説明する。
- (3) 介護員等 常勤加算方法で 2.5 以上
介護員等は、計画に基づき、障害サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 事業所の営業日及び営業時間は 24 時間 365 日サービス提供可能な体制をとります。
- 又、事業所が閉まっている時でも、管理者・サービス提供責任者などに繋がる体制をとります。

(事業の内容)

第 6 条 提供する事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 身体介護
- ① 排せつ・食事介助
 - ② 清拭・入浴・身体整容
 - ③ 体位変換・移動・移乗介助・外出介助
 - ④ 起床及び就寝介助
 - ⑤ 服薬介助
 - ⑥ その他、日常生活を営むたえに必要な身体の介護
- (2) 生活援助
- ① 掃除
 - ② 洗濯
 - ③ ベットメイク
 - ④ 衣類の整理・被服の補修
 - ⑤ 一般的な調理・配下膳
 - ⑥ 買い物・薬の受け取り
 - ⑦ その他、日常生活を営むために必要な家事の援助
- (3) 重度訪問介護に関する内容
- 重度の肢体不自由で常時介護を要する障害者に対して、厚生労働省で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

(サービス提供の対象者)

第 7 条 事業所は、主たる対象者の特定はしない。

(利用料等)

- 第 8 条 事業所は、事業を提供した場合の利用料の額は、支給決定を受けた障害者本人又はその家族、障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする
- (2) 前項に定めるもののほか、通常の事業の実施地域を超えて行うに要する交通費（移動に要する実費）の支払いを利用者から受けるものとする。但し、自動車を使用した場合は、

通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1キロメートル当たり50円とする。

- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、栃木県全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、サービスの提供を行っている時に、利用者に症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

ア・虐待の防止に関する責任者の選定

イ・成年後見制度の利用支援

ウ・苦情解決体制の整備

エ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

(研修方法や研修計画等)等を指すものであること

オ・「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止委員会」という。)

の設置等に関すること

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はINCメディカルサービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 7 月 16 日から施行する。